

○議長（石川光次郎君） 日程第二、議第四百四十三号議案ないし議第六百六十二号議案、議第七十号議案、議第七十一号議案及び報告第四十二号ないし報告第五十三号を議題とし、これらについての質疑と日程第三、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。十五番八島利美君。

〔十五番 八島利美君登壇〕

○十五番（八島利美君） 改めまして、おはようございます。自由民主党・県民会議の八島利美でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして大綱六点について一般質問させていただきます。例によってボリューム満点の内容ですので、早速質問に入りますが、簡潔にかつ前向きな答弁をお願いいたします。

大綱一点目、令和元年東日本台風被害の復旧・復興の推進についてですが、以下十一点について伺います。

一点目ですが、河川災害復旧工事の完成予定と事業推進策についてです。

発災から一年八か月になりますが、二次災害防止の観点から、河川災害復旧工事に特化して伺います。

県のホームページで五月末現在の進捗状況を見ると、県全体の件数が五百三十五件でその全てが着手済みとなっているものの、完成件数は二百三十八件で完成率は四四・五％です。そのうち件数の一番多い大河原管内では全体件数が百九十三件のうち完成件数が四十六件で完成率は二三・八％にとどまっております。梅雨入りして台風シーズンも近づいておりますので一日も早い工事完成が望まれますが、完成予定と事業推進策について伺います。

二点目ですが、令和元年東日本台風を踏まえた今後の治水対策についてです。

令和元年東日本台風では、平成二十七年関東・東北豪雨より僅か四年で甚大な被害が発生しており、気候変動の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化に対応するためには、治水対策の更なる強化、推進が必要となりました。このことから、令和元年東日本台風を契機とした緊急的、集中的な取組として、「新・災害に強い川づくり緊急対策事業アクションプラン」を策定し、国で推進する国土強靱化の取組と連携しつつ、人命と財産を守り浸水被害の軽減を図っていくと聞いておりますが、その概要について伺います。

三点目ですが、国土交通省直轄事業の内川、五福谷川、新川における特定災害復旧

等河川工事や特定緊急砂防事業の概要について伺います。

四点目ですが、丸森地区河川防災ステーションの事業支援についてです。

令和三年三月十九日付で丸森町と国土交通省が連携し申請した丸森地区河川防災ステーション計画が登録となり、水管理・国土保全局長から登録証が交付されました。丸森地区河川防災ステーションは、令和元年東日本台風で浸水被害のあった丸森町を含めた阿武隈川の洪水被害を最小限にするため、洪水時などの緊急対応を行う活動拠点として丸森町と国土交通省が行う計画で、宮城県内の阿武隈川で初めての計画です。その概要と県の支援について伺います。

五点目ですが、丸森地区河川防災ステーションは、平常時には水防・防災意識の向上、文化活動、交流や憩いの場などとして活用されるようですが、県としても丸森町と連携をして親水体験型観光や防災教育旅行など広域観光の交流拠点としての活用について伺います。

六点目ですが、災害対策を兼ねた国道三百四十九号道路整備の促進についてです。

丸森町耕野地区及び大張地区の国道三百四十九号、約十四キロメートルについては、国の権限代行により現道の災害復旧工事が三月二十四日に完了しました。引き続き、次の災害を避けるため山側への別ルートを整備を実施していただいておりますが、その進捗状況について伺います。

七点目ですが、国道三百四十九号の別ルート事業完了後、現国道が町道に移管されると思われませんが、その場合大規模災害時の県の支援体制等について、事前に丸森町と覚書などを交わす必要があるのではないか、伺います。

八点目ですが、令和元年に被災をした角田市江尻地区の国道三百四十九号ですが、阿武隈川緊急治水プロジェクトと連携し、尾袋川の河川改修と併せて道路改良事業も早急に推進すべきですが、現状と今後の予定について伺います。

九点目ですが、災害時の避難所でもある公立校の浸水対策についてです。

豪雨や台風で被災のおそれのある浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、自治体が防災上の配慮が必要と判断している公立学校は全国に一万一千七百七十五校あり、全体の二九・九%に上ることが文部科学省の調査で分かりました。このうち該当施設に義務づけられた避難計画を作成したのは八〇%前後で、浸水対策の実施は一五%ほどにと

どまっています。宮城県の状況は七百五十七校中浸水想定区域に立地する学校数が百二十五校で一六・五％、そのうち避難訓練実施校が百十二校で八九・六％、土砂災害警戒区域に立地する学校数が五十校で六・六％、そのうち避難訓練実施校が三十七校で七四・〇％です。令和元年東日本台風時にも避難所が浸水し、ほかの避難所に急遽避難し直したという事例がありました。そうならないようにも、今後の対策について伺います。

十点目ですが、災害時の避難路でもある通学路の危険ブロック塀対策についてです。県が仙台市を除く三十四市町村で、二〇一八年度に実施した小学校通学路のブロック塀調査で、大震災で崩落の危険があるため除却か改修が必要な計二千八百六十四か所の約七五％が放置されていることが分かりました。全国各地でブロック塀が崩落し、悲惨な事故が発生しています。事故を未然に防ぐために、今後の対策について伺います。十一点目ですが、被災地での伴走型支援である災害ケースマネジメントの制度化についてです。

災害ケースマネジメントは、被災者一人一人に必要な支援を行うため、被災者に寄り添いその個別の被災状況、生活状況などを把握し、それに合わせて様々な支援策を組み合わせた計画を立てて、連携して支援する仕組みのことです。多種多様な困難を抱えた被災者への支援の実践の中から生まれたものです。申請や相談を待たず、被災者への戸別訪問を通して、ニーズや課題を把握し、個別に生活再建計画をつくり、官民が連携して支援を続ける手法です。震災では、仙台市や大船渡市が取り組んでいます。その後、二〇一六年四月の熊本地震や二〇一八年七月の西日本豪雨の被災地でも実践され、有効性が示されました。従来の支援が届かず、壊れた自宅で暮らす在宅被災者に目が向く機会にもなりました。しかし、災害ケースマネジメントの規定や責務はなく、市町村によって被災者対応に温度差が生じかねないことから、日弁連や東北弁護士連合会から制度化を求める声も上がっていますが、制度化について知事の所見を伺います。

大綱二点目、再生可能エネルギー開発に伴う林地開発の適正指導についてですが、以下三点について伺います。

一点目ですが、六月十一日付で丸森町議会から知事あてに「伊具郡丸森町耕野地区に計画されている太陽光発電事業反対の要望に対する意見書」が提出されました。令和

元年東日本台風による土砂崩れで、地区内にも死者が出ており、大規模開発に対する住民不安が非常に大きいことや、沢水などに頼る地域の生活不安があること、加えて地域住民の約七割にも及ぶ反対意見に対して、丸森町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例での基本でもある住民との調和を図ろうという事業者の努力が甚だしく不足していると判断せざるを得ないことなどから、意見書の提出となりました。町条例の趣旨も御賢察いただくとともに、町議会の総意であることを踏まえ、本件事業許認可等においては、本町議会の意見を尊重し、慎重な判断を再度お願いするというものです。住民の不信感の一つが耕野地区の二か所の大規模太陽光発電計画が同一業者なのに別々の事業を装うアクセス逃れではないかということです。政府は、大規模太陽光発電の事業者が脱法的に環境影響評価、アセスメントを回避するアクセス逃れの防止策を強化する方針で、経済産業省と環境省は六月中に有識者検討会を設けて議論を始め、七月にも強化策をまとめる予定のようです。耕野地区の計画が環境影響評価の対象となるのではないか。国に再確認するべきだと考えますが、知事の所見を伺います。

二点目ですが、もう一つの問題が井戸水の確保です。

丸森町として耕野地区の全戸に二百五十六戸の井戸調査を指示したにもかかわらず、僅か六十戸しか調査の同意を得ておりません。まずは二百五十六戸全戸の調査を完了すること、それも一回ではなく長期的な調査が必要です。その上で具体的な補償の方法を明確にし、地域住民若しくは町と補償に関する書面による契約を締結することを許可条件にしてほしいという要望がありますが、知事の所見を伺います。

三点目ですが、県が一定規模以上の太陽光発電事業のための開発を行う事業に対して、近隣等住民への説明状況等を記した計画書の提出を義務化し、住民が計画書を縦覧し意見を述べられるようにするなど、安全安心に暮らせるよう条例を制定し指導・監督の強化を図るとともに、県内における太陽光発電事業を把握し対策に万全を期すことが必要だと思いますが、知事の所見を伺います。

大綱三点目、持続可能な林業振興についてですが、以下三点について伺います。  
一点目ですが、森林整備事業の補助事業の見直しについてです。

県が低コスト林業、再造林対策の強化を目的に、今年度から森林整備事業の補助内容の見直しを行うとともに、新たに「チャレンジ！みやぎ五百万本造林事業」を創設し

ました。これまで県内で行われてきた一ヘクタール当たり三千本植え、下刈り五回の普通造林から一貫作業によるスギコンテナ苗二千本植え、下刈り原則三回に転換することで、再造林経費は約二百六十九万円から約百六十九万円にまで削減できる見通し。更に一貫作業による低密度植栽に対する補助率を十分の四から五に引き上げることで、森林所有者はほぼ負担なしで再造林が可能になると試算しています。しかし、委託を受けている森林組合の中には、これでは健全な森林が造成されず、再造林等森林整備が進まないのではないかと懸念する声もあります。現状に合った補助事業の見直しの要望もありますが、知事の所見を伺います。

二点目ですが、森林環境譲与税に伴う森林整備事業の早期着手についてです。

森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、令和元年度から譲与が開始されていますが、令和元年度の県内市町村の使途状況を見ると、ほとんどが基金積立てまたは繰越しで、まだまだ有効に使われていないのが現状です。森林整備の喫緊の課題は山積しており、宮城県森林組合連合会での聞き取り調査では、一、ICT技術等普及促進の支援、二、花粉症対策のスギ低花粉・少花粉苗木の生産拡大の支援、三、林業機械等導入時の補助金の増額、四、鹿など、鳥獣被害対策に対する補助金の拡充、五、ナラ等広葉樹を活用した学童机等の製作、納入の支援、六、シイタケ原木購入費等に係る支援、七、都市部での公共建築物への木造化、木質化の取組促進、八、担い手対策など、数多くの要望が出されました。このような要望実現のためにも、森林環境譲与税を効率的かつ有効に活用するために、県はサポートセンターと連携しながら、市町村に対して、適切な指導を行うべきと考えますが、知事の所見を伺います。

三点目ですが、自伐型林業の推進についてです。

令和三年六月一日公表の「令和二年度森林・林業白書」のコラムに、自伐林家、自伐型林業の森林施業方法が掲載されました。自伐型林業とは採算性と環境保全を高い次元で両立する持続的森林経営です。参入障壁が非常に低く、幅広い就労を実現します。今、国土の七割を占める山林を活用する地方創生の鍵と期待され、全国各地で広がっています。コラムでも紹介されたNPO法人自伐型林業推進協会は、収入を向上させるためには、丁寧な作業で森林を健全に維持していくことが必須条件であり、限られた森林から持続的に収入を得ていくためには、森林の成長量を超えない、弱度な間伐生産を繰

り返して、面積当たりの蓄積量を増やしていく長伐期・択抜・多間伐が肝要としてい  
ます。更に、壊れない作業道を敷設して使い続けることにより採算性が高まるとともに、  
予防砂防となつて土砂災害防止に貢献する。同じ山林に張りつくだめ獣の侵入を防止し、  
根本的な鳥獣害対策にもなる。また、自伐林家の場合自家労働を提供することにより収  
入を得るため、施業を委託するよりも黒字化しやすいと言っております。また、福岡県  
では県内の篤林家と県関係者で立ち上げたふくおか自伐型林業経営研究会が令和元年十  
二月に自伐型林業の手引を発行し、自伐林家の育成を支援している事例もあります。宮  
城県でも森林組合等関係機関と連携をし、従来型林業と自伐型林業をバランスよく組み  
合わせるこゝによつて持続可能な林業振興を図るべきと考えますが、知事の所見を伺い  
ます。

大綱四点目、持続可能な農業振興について伺います。

四月に発生した凍霜害における仙南地域の農作物の被害総額は三億七千万円を超え、  
今後も拡大が見込まれます。今回の凍霜害は、平成以降最悪の被害で特に果樹部門では  
収穫皆無の圃場もあるなど、被害を受けた生産農家は今後の営農継続意欲を喪失しかね  
ない状況にあります。持続可能な農業振興のためにも、次の三点の支援が必要です。一、  
被害を受けた農家においては被害を最小限に抑えるため追加の薬剤散布や肥料投入など  
による収量、品質の確保や次期作の継続に向け、追加的な樹勢管理などの栽培管理に尽  
力していますが、大幅な減収は回避できない状況にあるため、それに要した経費の支援、  
二、次年度以降の凍霜害防止対策に向けた防霜ファン等の機械設備の導入や災害対策資  
金等の借入れの利子補給などに対する支援、三、被害を受けた農家が営農継続を図るた  
め、また産地の維持発展のために必要な対策支援、以上梨、梅、リンゴ、柿などの果樹  
等生産農家への支援について、知事の所見を伺います。

大綱五点目、持続可能な観光振興について伺います。

民間活力を生かした観光開発事業の推進についてですが、現在宮城県の観光の活性  
化を推進するための国の案件はインバウンドをターゲットにしたものが多く、また、観  
光庁や文化庁の案件も地域資源を活用したコンテンツ造成、受入れ環境整備、プロモ―  
ション等の事業内容が多く感じられます。新型コロナウイルス禍の今、緊急度の高い課題は、国  
内、特にマイクロツーリズム圏域の消費者をターゲットにした取組だと思われま

して、新型コロナ禍で衰退した観光、レジャー、エンターテインメントの地域ニーズ喚起に貢献する取組であると考えます。そこで提案ですが、自走化を見据えてその後の発展を考えた際の運営主体は民間であり、特に宮城県をブランディング、マーケティングしていく発想で、民間企業から宮城ブランディングに貢献するコンテンツ開発・PR事業に対するビジネスコンテストを実施するなど、行政主導から民間主導の事業を増やしていくのはいかがでしょうか。観光領域における事業者は、新型コロナ禍の経済打撃により新規投資する体力が衰退しているケースが多いですが、アイデアとやる気は死んでいないと思います。そうした県内事業者の底力に行政が支援し、民間活力を生かし、未来を切り開き、持続可能な観光振興の推進を図るべきと考えますが、知事の所見を伺います。

大綱六点目、持続可能な建設産業振興についてですが、以下二点について伺います。

一点目ですが、ポスト復興における建設産業の振興についてです。

復興・創生期間が終了し、いわゆるポスト復興の時代に入りました。東日本大震災からの復旧・復興事業は一定のめどが立ちましたが、台風や地震などの自然災害の脅威は依然として衰えず、国土強靱化の推進や災害発生時の対応など、引き続き建設業の果たすべき役割は大きいと言えます。一方、全国的な人口減少や少子高齢化は建設業においても深刻であり、業者の高齢化、若手技術者の減少により将来の担い手確保が喫緊の課題であります。加えて、復旧・復興工事の減少により受注競争が激化し、企業の経営環境は一層厳しくなるものと思われまます。このような背景の下、令和元年にはいわゆる新・担い手三法が施行され、週休二日制の導入やICT施工など建設業における働き方改革や生産性の向上のための様々な取組が展開されていると理解しています。とりわけ令和六年度からの改正労働基準法に基づく時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始となることから、これらの取組を県としても更に加速し、持続可能な建設産業の振興を図るべきと考えますが、それに向けた県の取組の概要とその取組の進捗状況及び今後の展開について伺います。

二点目ですが、職業教育拠点校の在り方についてです。

令和二年の九月議会で、南部地区の職業教育拠点校において、土木技術者の育成について質問した際の教育長答弁は、「仙南地区におきましては、白石工業高校において土木に関する学びの機会を一部確保しているところではありますが、更なる学びの充実に

つきましては生徒のニーズや県全体の学科配置バランスに加え、地域の事情などを総合的に勘案する必要があると考えており、引き続き検討してまいります。」というものでした。現在、宮城県の公立高校で土木の学びを行っている学校について調査した結果、白石工業高校、石巻工業高校、古川工業高校、柴田農林高校、小牛田農林高校、黒川高校、迫桜高校、仙台工業高校の八校でした。また、学校ごとの土木系就職率は、令和三年三月卒業生で、石巻工業高校が四十八・六％、古川工業高校と迫桜高校が四十六・二％に対し、県南地区の柴田農林高校が二・九％、白石工業高校が二・七％と悲惨な結果でした。これでは、県南の土木技術者は育ちません。ましてや令和六年度末に柴田農林高校が閉校となり、令和五年四月に開校する南部地区職業教育拠点校で土木の学びの場がなくなってはますます悲惨な状態になりかねません。昨年九月に引き続き再度の質問になりますが、南部地区の職業教育拠点校において土木の学びを維持し土木技術者を育成する必要があると考えますが、教育長の所見を改めて伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 八島利美議員の一般質問にお答えいたします。

大綱六点ございました。

まず大綱一点目、令和元年東日本台風被害の復旧・復興の推進についての御質問のうち、小学校通学路における危険ブロック塀の今後の対策についてのお尋ねにお答えいたします。

平成三十年六月に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊事故を受け、県、石巻市、塩竈市及び大崎市では小学校スクールゾーン内にあるブロック塀等一万二百四十か所の実態調査を実施いたしました。県ではこのうち除却が必要、改修等が必要と判定したブロック塀等について市町村と連携し、令和元年度から現地訪問や書面による改善要請を毎年実施しております。また、ブロック塀等所有者の費用負担を軽減するため、昨年度国の補助事業に上乗せする県の助成制度を設け、一層の改善促進を図ってまいりました。その結果、今年三月末時点で、除却が必要と判定された二百七



十六か所のうち、五八・七％に当たる百六十二か所、改修等が必要と判定されました二千五百八十八か所のうち、二一・八％に当たる五百六十四か所が改善されております。県としては今後も除却及び改修が必要なブロック塀等の所有者に対する改善要請を継続し、助成制度の活用も促しながら、来年度をめどにできるだけ早期の改善に取り組んでまいります。

次に大綱三点目、持続可能な林業振興についての御質問のうち、森林環境譲与税についての御尋ねにお答えいたします。

森林環境譲与税の譲与が開始された令和元年度は、市町村における事業執行体制が整わなかったことなどから、県内市町村に配分された譲与額の約七割が次年度以降の事業のために積立てられたと承知しております。このため県では、森林経営管理制度圏域推進会議の開催などを通じて、森林整備が着実に推進されるよう市町村を支援してきたほか、宮城県林業公社内に設置した市町村森林経営管理サポートセンターによる研修事業や相談対応などを実施してきたところであります。この結果、令和二年度からは三つの市において、保育間伐や危険木除去等の森林整備が開始されたほか、地域の様々な課題解決を図る取組も十七の市町で実施されております。県としては引き続き、サポートセンターと緊密な連携を図りながら、普及指導職員による伴走型の支援の強化や譲与税活用事例の提供など、市町村の森林整備事業の推進につながるような的確な指導・助言に努めてまいります。

次に大綱四点目、持続可能な農業振興についての御質問にお答えいたします。

今年四月の低温に伴い、我が県の農作物では、果樹や野菜で近年にない凍霜害が発生しております。特に果樹主産地の仙南地域で梨やリンゴなどの果樹を中心に被害が発生しており、今後、園芸振興を図る上でも、営農継続に向けた支援が必要であると認識しております。県ではこれまで現地巡回による被害状況の把握のほか、結実確保や病害虫防除などの追加的管理指導、災害対策資金の借入れや防霜ファンの導入に係る相談対応など、関係機関と連携して支援をしてまいりました。県としては今後とも被害状況の把握に努め、農業共済金等の着実な支払い、技術指導の徹底、販路を失わないための実需者への販売促進活動の経費補助など、被害を受けた果樹等生産農家が安心して営農継続できるように支援してまいります。更に同様の凍霜害を受けた他県とも情報交換を行

いながら、更なる支援策の必要性についても検討してまいります。

次に大綱五項目、持続可能な観光振興についての御質問にお答えいたします。

昨年十一月に策定したみやぎ観光回復戦略では、地域の魅力を再発見・再認識するマイクロツーリズムの推進も必要な取組の一つに掲げ、民間の力を生かしながら、官民一体で早期の観光需要の回復に向けて取り組むこととしたものであります。このため県では、宿泊施設ビジネスモデル転換事業などを実施し、ワーケーション対応等宿泊事業者の創意工夫を生かした需要の回復や創出を図る積極的な投資に対する支援を行ってきております。また、観光施策の実施に当たっては、企画提案方式による民間事業者のアイデアを生かした取組を行っているほか、現在進行中の新たな観光戦略プランの策定過程においては、みやぎ観光振興会議に参画する民間の方々意見を幅広く伺い、今後の施策展開に反映させていくこととしております。県としては引き続きこれらの取組を推進するほか、各地域で民間事業者の活力を生かした観光資源の磨き上げとブランド化を進めるなど、効果的な観光振興を図ってまいります。

次に大綱六項目、持続可能な建設産業振興についての御質問のうち、取組の概要と進捗状況等についてのお尋ねにお答えいたします。

県では宮城の県土づくりを担う地域建設業が地域の守り手として持続的に発展していけるよう、第三期みやぎ建設産業振興プランを今年三月に策定し、担い手の確保・育成、生産性の向上、経営の安定・強化及び地域力の強化の四つを基本目標に、各施策を効果的、体系的に展開していくこととしております。主な取組として、担い手の確保・育成と生産性の向上については、労働者の処遇改善や週休二日制の普及、ICT活用促進のための各種モデル工事を昨年度は百三十六件実施し、今年度は三百件以上に増やすほか、地元企業の若手技術者と県内の工業高校生との意見交換会を昨年度は三校で実施し、今年度は対象を更に拡大する予定としております。経営の安定・強化については、現在行っている相談窓口や専門講座を拡充し、企業経営を支援してまいります。地域力の強化については、現在の地域維持型契約方式を活用した維持管理の効率化やBCPの策定促進による災害対応力の強化に継続して取り組んでまいります。県としては今後とも関係団体と連携をしながら、持続可能な建設産業の振興を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

〔復興・危機管理部長 佐藤達哉君登壇〕

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 大綱一点目、令和元年東日本台風被害の復旧・復興の推進についての御質問のうち、災害ケースマネジメントの制度化についてのお尋ねにお答えいたします。

災害ケースマネジメントは、被災者一人一人の実情やニーズを把握し、適切な支援につなげるものであり、日弁連等の団体が国に対し制度化を要望しているものと承知しております。県といたしましても、有効な被災者支援の一つと考えておりますが、市町村の財政規模や発生した災害の程度にかかわらず、地域間で偏りのない同質のサービスを提供するためには、人材や財源の確保等における国の関与が不可欠であると考えております。このため、全国知事会等を通じ災害ケースマネジメントの仕組みの導入や財政支援について検討するよう、従前から国に要望してきたところであります。引き続き、国の検討状況等を注視してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 環境生活部長鈴木秀人君。

〔環境生活部長 鈴木秀人君登壇〕

○環境生活部長（鈴木秀人君） 大綱二点目、再生可能エネルギー開発に伴う林地開発の適正指導についての御質問のうち、環境影響評価の要否を再確認すべきとのお尋ねにお答えいたします。

丸森町耕野地区で計画されている二つの太陽光発電事業について、県は令和元年十二月以降国に対して、環境影響評価法上の取扱いの判断を求めてまいりました。国からは先月、電気事業法に基づく工事計画を経済産業大臣へ届け出る時点において、環境影響評価の対象事業に該当すると判断されれば、事業者に対してその実施を求めることになる旨の回答が示されたところですが、こうした経緯を踏まえ、国では現在環境影響評価の要否について検討中であると聞いており、今後国の判断ののっとり、適切に対応してまいります。

次に、林地開発許可に当たったの井戸水の調査と補償についての御質問にお答えいたします。

井戸水調査については、これまで事業者において地元説明会を実施し、住民の方々に調査協力への呼びかけを行っておりますが、県としても全戸同意を目指して、引き続き働きかけを行うよう指導しております。事業者が林地開発申請書に記載している具体的な補償内容は、井戸水に濁水などの異常が発生した場合、まずは調査の同意・不同意にかかわらず、給水車により迅速に水を供給し、更に新たな井戸を掘削する必要が生じた場合、同意を得た上で工事を施工し水を確保することとなっております。県といたしましては、林地開発許可の条件として、これまでも開発行為は申請書等の内容に従って行うこととしており、当該事業についても許可することになる場合においては同様の条件を付し、許可条件を遵守するよう事業者を指導していくこととなります。

次に、太陽光発電事業に関する県の対策についての御質問にお答えいたします。

県の環境影響評価条例においては、一定規模以上の太陽光発電設備に設置する事業に対し、地域住民への説明会や環境影響評価図書縦覧など、県民への情報提供を義務づけております。また、昨年四月に施行した宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインにおいては、事業者に対し事業計画書等の提出を求めるなど、事業の把握に努め、地域と共生した取組の推進を図っているところです。県といたしましては、国の環境影響評価制度に係る検討状況なども踏まえ、地域における太陽光発電事業の状況把握に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱一点目、令和元年東日本台風被害の復旧・復興の推進についての御質問のうち、河川防災ステーションの広域観光交流拠点としての活用についてのお尋ねにお答えいたします。

今回、丸森町に整備される河川防災ステーションは、イベント開催時の休憩場所や防災教育の場としての活用など平常時の利活用も想定されており、齋理屋敷や阿武隈川ライン舟下りなどの観光資源と連動させることによつて、観光面でも主要な拠点になるものと期待しております。県といたしましては、河川防災ステーションの完成を見据えながら丸森町や地元の観光団体が取り組む新たな観光資源の磨き上げを積極的に支援す

るとともに、丸森町と連携しながら、県南の東日本大震災の震災遺構等と結びつけた防災研修や教育旅行への活用の可能性を探るなど、しっかりと検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 水産林政部長佐藤靖君。

〔水産林政部長 佐藤 靖君登壇〕

○水産林政部長（佐藤 靖君） 大綱三点目、持続可能な林業振興についての御質問のうち、低コストの再造林事業についてのお尋ねにお答えいたします。

県が今年度から取り組む低コスト再造林の手法について、一部の森林組合からこれまでと異なる施業方法や植栽木の成長に対する懸念が示されていることは承知しております。一方で、我が県の人工林は利用期を迎え主伐が増加する中、再造林は十分に行われていない状況にあり、将来の森林資源を確保し、持続可能な林業を実現するためには、森林施業の省力化や低コスト化が必要不可欠と考えております。このため、特に造林初期経費の七割を占めている苗木代と下刈り経費の削減を目指し、森林整備事業の見直しを行うとともに一貫作業による再造林に対する補助率を優遇するなど、取組を強化したところでもあります。この低コスト再造林の手法については、国の研究機関において植栽木の成長は従来の施業と変わらないとの調査結果が示され、国においてもこうした手法の定着に向け、取組を推進しているところです。県といたしましては、低コスト再造林の内容について丁寧な説明を行い森林組合の懸念払拭に努めるとともに、今回の事業見直しの効果や課題を検証しながら、再造林の推進に取り組んでまいります。

次に、自伐型林業についての御質問にお答えいたします。

自伐型林業の取組は従来型の林業では対応が難しい小面積の森林整備が促進されるほか県外からのUIJターンに寄与するなど、地域の活性化にも重要な役割を果たしていることと認識しております。このため県では林業の多様な担い手を育成することを目的に、地方創生推進交付金を活用して、自伐型林業に取り組むNPO等に対し、森林施業に使用する小型バックホーのリース代や技術研修に要する経費などの支援を行っているほか、更なる支援の拡充に向けて、自伐型林業者との意見交換を進めております。県といたしましては、今後とも森林組合など関係機関と連携しながら、従来型林業の推進と併せて新しい林業形態である自伐型林業の普及推進についても、しっかりと取り組んでまいり

ます。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 土木部長佐藤達也君。

〔土木部長 佐藤達也君登壇〕

○土木部長（佐藤達也君） 大綱一点目、令和元年東日本台風被害の復旧・復興の推進についての御質問のうち、河川災害復旧工事の完成予定と事業推進策についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、令和元年東日本台風の被災による県発注の河川災害復旧工事五百三十五件のうちまだ完成していない二百九十七件について、現在今年度内の完成に向け全力を挙げて取り組んでおります。特に被害が甚大であった仙南地域や大崎地域の土木事務所においては事業推進を図るため、工事監督に当たる河川担当職員を増員するとともに、発注者支援業務を積極的に活用しております。また、今年度土木部内に新たに設置した土木建築行政推進委員会において、本庁と土木事務所が連携し重点的な進行管理を行うなど、施工監督体制をより一層強化したところです。県といたしましては、被災した河川沿川の住民が安全に安心して暮らせるよう一日も早い工事完成に向け、取り組んでまいります。

次に、新・災害に強い川づくり緊急対策事業アクションプランの概要についての御質問にお答えいたします。

この計画は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた河川等において、迅速な災害復旧と併せ堤防機能の強化や内水対策、ソフト対策など、令和七年度までの五年で緊急的、重点的に推進し、再度災害防止や浸水被害の軽減を図ることを目的に作成したものです。この計画に基づき、特に被害が大きい大河原土木事務所管内においては国の直轄権限代行による内川、五福谷川及び新川の改良復旧や被災した百九十三か所の県管理河川の災害復旧に加え、国の補助事業である大規模特定河川事業により、雉子尾川の集中的な改修も行っております。また、防災・減災、国土強靱化予算を活用し、小田川の築堤整備、高倉川の堤防強化のほか、各河川において堆積土砂撤去及び支障木伐採を実施しているところです。県といたしましては、頻発化、激甚化する豪雨災害から人命や財産を守り、浸水被害を軽減するため、引き続き国の予算も最大限活用しながら

治水安全度の向上に取り組んでまいります。

次に、内川流域における国の河川と砂防事業についての御質問にお答えいたします。内川、五福谷川及び新川から成る内川流域においては、洪水氾濫や土石流などにより甚大な被害が発生したことから、国の直轄権限代行による河川の改良復旧事業と国の直轄砂防事業が鋭意進められているところです。そのうち河川事業については、昨年八月までに河道掘削により被災前の流下能力が確保され、現在は計画流量を確保するための工事实施に向けた設計や関係機関との調整を行うとともに、上流部の原形復旧工事を進めていると伺っております。また、直轄砂防事業については昨年六月に強靱ワイヤーネット工やブロック床固め工などの緊急的な土石流対策が完了し、現在は新たな砂防堰堤の整備や既設砂防堰堤の改築工事に加え、遊砂地の詳細設計を進めていると伺っております。県といたしましては、被害が大きかった内川流域について、引き続き国や町と連携しながら地域の安全を早期に確保できるよう取り組んでまいります。

次に、丸森地区河川防災ステーションの整備計画の概要と県の支援についての御質問にお答えいたします。

この施設は、阿武隈川の内川合流点付近に災害時の緊急復旧活動を行うためのヘリポートや備蓄資材置場等を国が整備し、水防活動の拠点となる水防センターを町が整備する計画と伺っております。現時点で、この施設整備に対する県としての直接的な支援策はございませんが、これまで防災・減災に向けた丸森町への支援として、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置及び洪水浸水想定区域図の作成等を行ってきたところであり、引き続き災害時の避難活動に必要な水災害リスク情報の提供などのソフト施策を進めてまいります。

次に、国道三百四十九号の災害復旧の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

国道三百四十九号の丸森町耕野地区から大張地区については、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けたことから、国の直轄権限代行により、既に完了した現道の災害復旧に加え、再度災害を防止するため、より安全で安心なトンネルを主体とした約六キロメートルの山側への別ルートでの本復旧が進められております。国では、昨年度末までにトンネル等構造物の設計を完了し、現在用地取得を進めるとともに、本格工事の

着手に向けた工事用道路やトンネル工事の仮設備ヤード等の造成を実施しており、今年度中に橋梁下部工事に着手するほか、大規模なトンネル工事を発注する予定と伺っております。県では、山側への別ルートにおいて円滑な事業進捗が図られるよう丸森町と連携して、用地取得に向けた地元調整などを支援しているほか、道路の安全性を高めるため土砂災害を防止する砂防事業を実施しているところです。国道三百四十九号は災害時における緊急輸送道路としての機能を担うとともに、県南地域の産業や観光振興等に寄与する重要な幹線道路であることから、引き続き一日も早い工事の完成に向け、国と緊密に連携し取り組んでまいります。

次に、町道移管後における大規模災害時の県の支援等についての御質問にお答えいたします。

国が直轄権限代行により整備する山側への別ルートの完成・供用に合わせ、県では旧道となる現国道を丸森町に移管したいと考えており、今後移管に向けた協議を開始することとしております。これまで市町村が管理する道路において大規模災害が発生した場合、県では市町村と協定を締結した上で、啓開作業や災害復旧の支援を実施してまいりました。一方、国では近年激甚化・頻発化する自然災害に対して、より迅速に対応するため道路法の一部を改正し、国と同様に都道府県が市町村に代わり災害復旧等を行うことができる代行制度を今月創設したところです。大規模災害時には、市町村が管理する道路についても早期の復旧を図る必要があることから、県としては丸森町と現国道の移管協議を行うに当たり、当該代行制度の活用も視野に入れながら今後の支援体制について調整してまいります。

次に、尾袋川の河川改修に合わせた道路改良についての御質問にお答えいたします。角田市江尻地区の国道三百四十九号は、令和元年東日本台風により国が管理する阿武隈川本川の水位が上昇し、県が管理する支川の尾袋川が越水したことから、路面が冠水し長時間通行止めになったほか、歩道の舗装が約二百三十メートルにわたり流出するなど甚大な被害が発生しました。県では今回の被災を踏まえ、越水や冠水対策を講じていく必要があると強く認識していることから、現在河川堤防と併せて道路をかさ上げする案や河川堤防のみをかさ上げする案などについて、国と協議を重ねているところです。県といたしましては、沿川住民が安心して暮らせるよう引き続き角田市や地元の御意見



を伺いながら、国と調整してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱一点目、令和元年東日本台風被害の復旧・復興の推進についての御質問のうち、公立学校における今後の浸水対策等についてのお尋ねにお答えいたします。

文部科学省が公表した昨年十月時点における調査では、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、各市町村の地域防災計画において、要配慮者利用施設に位置づけられた我が県の公立学校は、全体の二二％となっております。こうした学校においては、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練の実施が義務づけられていることから、県教育委員会では浸水リスクのある県立学校の避難確保計画の実効性を高めるための指導や浸水対策の確認を行っております。また県内の各学校が災害特性を十分に踏まえた対策がなされるよう、防災の専門家を学校防災アドバイザーとして派遣することで、学校防災体制の強化に向けた取組を支援しているところです。引き続き、必要に応じた避難確保計画の見直し支援を行うなど、市町村教育委員会等とも連携しながら、児童生徒の命を守るため、浸水対策を含む学校防災の充実に努めてまいります。

次に、大綱六点目、持続可能な建設産業振興についての御質問のうち、南部地区職業教育拠点校での土木技術者の育成についてのお尋ねにお答えいたします。

南部地区では現在、柴田農林高校の森林環境科において、農業土木に関する科目を設定しているほか、白石工業高校の設備工業科においても土木に関する科目を設け、土木に関する学びの機会の確保に努めているところです。柴田農林高校と大河原商業高校の統合により、令和五年四月に開校予定である南部地区職業教育拠点校については、現在教育課程の最終調整を行っているところであり、土木に関する学びを取り入れる方向で検討を進めております。今後も地域の実情などを踏まえながら土木に関する学びの確保に努め、土木技術者をはじめ将来土木関連分野で活躍できる人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 十五番八島利美君。

○十五番（八島利美君） 丁寧な答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、一点目ですが、河川災害の復旧工事におきまして先ほど答弁のありましたとおり、未完成の工事につきましては今年度中の完成を目指すということで一安心をしたところでございますが、今年、また台風シーズンがやってまいりまして、今週末もちょっといやらしい台風が近づいてきているということもありまして、やはり被害を受けた皆さんは、また大雨によって被害があるのではないかとということで雨に対しての恐怖心といえますか、心配が本当にあるものですから、できるだけ一日も早い完成を目指していただくということでもよろしく願いたいと思います。それから、実際に被害があった川につきましても、新・災害に強い川づくり緊急対策事業アクションプランなどを策定していただきました。着実に、改善に努めていただいているなという感想を持ちました。あわせて、丸森地区の河川防災ステーションにつきましても国土交通省と丸森町で進めているものではございますが、県としても、最大限の支援をしていただきながら、また防災に努めていただきたいなと思いますので、よろしく願いたいと思います。

その中で一つちょっと確認したかったのですが、丸森町で大雨のときに避難を自主的に判断する一つの材料として、上流部の水量、雨量計の数字でありますとか、あとはその監視カメラによる水位の映像でありますとかそういったものを参考にしながら、自分で逃げるという判断をしたということをお聞きしました。やはりそれについても先ほどの答弁の中でも、監視カメラ等を増設するという支援をしていますというような答弁をいただいたんですけれども、今後とも監視カメラでありますとかあとは雨量計といえますかそういったものでありますとか、上流部のほうに増設することによって上の河川の状況を見て下流側の皆さんがこれは危ないぞというような判断ができるような、そういった設備を増強していただきたいと思いますと思うのですが、そちらのお考えはいかがでしょうか。

○議長（石川光次郎君） 土木部長佐藤達也君。

○土木部長（佐藤達也君） 危機管理水位計については丸森町で新たに五河川に設置させていただきますし、簡易型河川監視カメラにつきましては、三河川に設置させてい

ただいております。これらは水位に応じて避難のきつかけにしていたきたいという意味も込めて設置しております。一方で、雨量計につきましては、県が設置する雨量計が上流にもございますし、また気象庁で設置している雨量計もございます。そういった情報が県の河川流域情報システム、MIRAIというところでウェブ上にて御覧いただけますので、そちらを活用していただければと思います。なお、更に設置が必要な箇所がある場合には、いろいろ御相談いただいて可能な対応をしていきたいと思っております。

○議長（石川光次郎君） 十五番八島利美君。

○十五番（八島利美君） ありがとうございます。今後とも監視カメラ等、そういったものも活用していただきながら安全に進めていただくようお願いしたいと思います。それから、大綱二点目の再生可能エネルギー開発に伴う林地開発の適正指導についてというところで、再質問させていただきます。先ほどの回答でありますと、まず一点目の環境アセスメント逃れにつきましては、なお国の判断を仰いでというお話がありました。国の判断が出るまでは、許認可は出さないということでもよろしいでしょうか。

○議長（石川光次郎君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 環境アセスメント制度と林地開発制度の関係性なのですが、それはそれぞれ別制度ということでございますので、林地開発許可につきましては、条件が整った段階で許可行為が行われるということになろうかと思っております。

○議長（石川光次郎君） 十五番八島利美君。

○十五番（八島利美君） そうしますと、例えば条件が整えば許可というようなこともあり得ると。そのあとに、例えば環境アセスメントの対象になりますよとなった場合に許可後でも環境アセスメントでもう一度という形になるということでもよろしいですか。

○議長（石川光次郎君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 制度上そのような制度設計になっております。

○議長（石川光次郎君） 十五番八島利美君。

○十五番（八島利美君） それから当然その許可というような形になれば、今現在その申請書が上がってきてまして、いろいろな条件をつけて審査をしているという段階だと思うのですが、その条件の……、何と言いますか……。例えばその地域の方が一番不安に思っているのが、口約束だけで条件を「はい、分かりました」と業者が飲んで、とい

うようなことの口約束だけで、実際にはやらなかったというようなことを重々心配しているというようなところもあります。ですからその申請書の中に、条件はこれこれこういう条件だよというのをきちんと明示をして、それがもし条件を履行しない場合には、許可も取り消すというふうな考えでよろしいでしょうか。

○議長（石川光次郎君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 先ほどもお答えしましたが申請書に可能な限り事業者が行うべき行為というのは記載しておりますので、県といたしましてはそれを基に条件を付すということでございますので、その条件がきちんと遵守されるかどうか、そこはきちんと指導してまいりたいですし、見てまいりたいと思います。

○議長（石川光次郎君） 十五番八島利美君。

○十五番（八島利美君） 当然、その条件をきちんとつけてそれは当然履行していただく。その条件もきちんと住民の方が理解できるといいますか、分かるような形で、後々確認するということができるのでしょうか。

○議長（石川光次郎君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） そこはきちんと県としての考え方と許可条件については示してまいりたいと思います。

○議長（石川光次郎君） 十五番八島利美君。

○十五番（八島利美君） それでは、その許可条件をきちんと住民の皆さんも確認をしてチェックをします。そういったことが、万が一守られてないというようなときには、許可を取り消すというようなことでよろしいですか。

○議長（石川光次郎君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 県としてはそのように対応してまいりたいと思います。